

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（案）

平成 26 年 11 月 14 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 27 条 (略)</p> <p>(一括発注の開示)</p> <p>第 27 条の 2 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券等（<u>運用規則第 8 条の 2 に規定するものをいう。</u>）、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項（以下「開示事項」という。）を開示するものとする。</p> <p>なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、「金商業等府令」という。）第 182 条第 1 項に規定する事業報告書の 1. 業務の状況中の (18) 投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 年 月 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 27 条 (同 左)</p> <p>(一括発注の開示)</p> <p>第 27 条の 2 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項（以下「開示事項」という。）を開示するものとする。</p> <p>なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、「金商業等府令」という。）第 182 条第 1 項に規定する事業報告書の 1. 業務の状況中の (18) 投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>